

休業手当が支払われた場合の離職証明書の記載方法の一部変更について

〔 連続する休業手当が支払われた日の期間中に、就業規則等に規定された所定休日のみ※1がある場合 〕

○変更点

月給者※2であって、離職日が平成23年4月1日以降の方については、連続する休業手当（労働基準法第26条の規定による休業手当）が支払われた日の期間中に、就業規則等に規定された所定休日のみ※1がある場合、離職証明書の⑬欄の備考の記載方法が以下のように変わります。

※1 有給休暇及び就労日が含まれる場合には、記入方法の変更はありません。

※2 月給者及び日給月給者のみ記入方法の変更となります。

○具体例

3月11日（金）から3月14日（月）までの連続した休業期間中に就業規則等に規定された所定休日である3月12日（土）と3月13日（日）のみがある場合であって、12,000円の休業手当の支払いがその期間にある場合

⑬欄の記載方法

【新】休業2日 12,000円 休業期間中の所定休日2日



【旧】休業2日 12,000円



愛 知 労 働 局
公共職業安定所（ハローワーク）